

西尾市バドミントン協会 協会規約

西尾市バドミントン協会

西尾市バドミントン協会規約

西尾市バドミントン協会

制 定 日：1984年 3月

第1回改定：2010年 1月30日

【第一章】 名称及び事務所

第1条 本協会は、西尾市バドミントン協会と称する。

第2条 本協会の事務所は、西尾市小島町大郷1番地1 西尾市総合体育館内に置く。

【第二章】 目的及び事業

第3条 本協会は、会員相互の親睦と体位向上に努めバドミントンの普及振興を図り、スポーツを通じ市民の健康増進に寄与することを目的とする。

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 技術向上及び普及発展に関する指導研究
- (3) 各種大会への選手派遣
- (4) その他本協会の目的達成に必要な事項

【第三章】 会 員

第5条 本協会の会員は、西尾市に在住、在勤、在学する者及び本協会の主旨に賛同した者とする。

第6条 本協会に入会しようとする者は、所定の用紙に会費を添えて申し込まなければならない。

【第四章】 役 員

第7条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 : 1名
- (2) 副 会 長 : 2名
- (3) 理 事 長 : 1名
- (4) 副理事長 : 2名
- (5) 理 事 : 若干名
- (6) 監 事 : 2名

第8条 会長並びに副会長は、理事会で推挙し総会の承認を得る。

2. 理事、監事は総会において選任する。
3. 理事は、理事長1名、副理事長2名を互選する。

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し会務を統轄する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は、その職務を代理する。
- (5) 理事は、会務を審議処理する。
- (6) 監事は、会務を監査する。

第10条 役員の仕事は、2 年 とする。ただし、再任は妨げない。

【第五章】 会 議

第11条 本協会の会議は、総会・理事会とする。

第12条 総会は、年一回招集する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時に招集することができる。

第13条 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。

第14条 次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 収支決算
- (2) 事業報告
- (3) 収支予算
- (4) 事業計画

2. 会議は、2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数にて決する。

第15条 本協会は、事業を円滑に行うため、次の規定を別に定める。

- (1) 協会運営規定
- (2) 入会登録規定
- (3) 大会運営規定
- (4) 賞罰規定
- (5) 慶弔規定

【第六章】 会 計

第16条 本協会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条 本協会の経費は、次のものをもってあてる。

- (1) 会 費
- (2) 助 成 金
- (3) 寄 付 金
- (4) その他の収入

【第七章】 雑 則

第18条 この規約に定めるもののほか、目的達成に必要な事項は理事会に諮って会長が定める。

第19条 この規約の改正は、総会の議決によるものとする。

附 則

この規約は、2010年4月1日より施行する。